

2018年11月8日

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当 御中

東京消費者団体連絡センター

「新たな遺伝子組換え表示制度に係る食品表示基準一部改正（案）について」

1. 「遺伝子組換えでない」という任意表示をするための要件について、厳格化することに賛成しますが消費者に分かりやすい表現にしてください。

これまでの任意表示「遺伝子組換えでない」と書かれた商品には「遺伝子組換え原料」が含まれていないと多くの消費者は誤認していました。加工行程後も組み換えられた DNA 又はこれによって生じたたんぱく質が「不検出」の場合に限り「遺伝子組換えでない」と任意表示でき、「意図せざる混入率が5%以下」の場合は「遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた」と任意表示できるとしています。しかし、消費者の分別生産流通管理についての理解は十分とはいえません。消費者が商品を選択するためにわかりやすい表現にしてください。

2. 「不検出」をどのような公定検査法に基づき判定するのか早期に明確化してください。合わせて、混入率の引き下げを検討してください。

遺伝子組換え農産物が不検出の場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認める、となっておりますが公定検査法は現在検討されている途中とのことです。検査を原材料にさかのぼって行うのか、検出下限の設定も不明確となっており、消費者は「不検出」とされる条件を把握することができません。新しい公定検査法について早期に明確化することを求めます。また、混入率に関して日本は5%以下としていますが、諸外国の数値とかけ離れない値を検討してください。

3. 検査法の確立に向けた努力を重ね、表示義務対象品目を拡大することを求めます。

2017年度4月から開催された「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」では、表示義務対象品目について検討されましたが、組み換えられた DNA 等が検出できない油やしょうゆ等の食品は、表示義務の対象外のままとりました。しかし、2016年度に国立医薬品食品衛生研究所に委託して義務表示の対象外とされた加工食品について、DNAが検出できるか検証をされています。ただし、再現性のある検査法の確立は2017年時点では困難ということでした。今後、再現性のある組換え DNA 等の検査法の確立に向け努力を重ね、新たに検査法が確立された場合は、表示義務対象品目を拡大してください。

以上